

# 資料

---



# 1 アンケート調査結果

## (1) 調査の対象者と回収結果

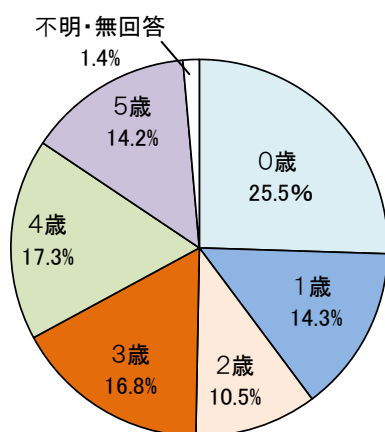
本計画の策定資料として、安城市の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、「安城市の子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

- 調査地域：安城市全域
- 調査対象者：安城市内在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）  
安城市内在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童（0～5歳）2,000人、小学生（6～11歳）2,000人の合計4,000人を無作為抽出
- 調査期間：平成25年11月1日（金）～平成25年11月22日（金）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

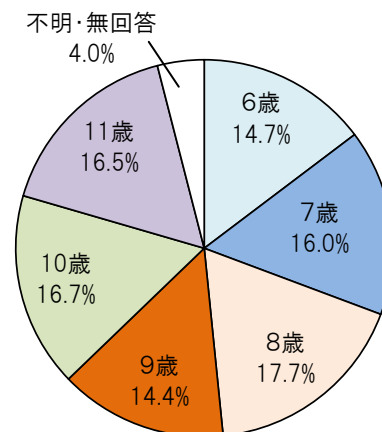
	調査対象者数(人)	有効回収数(件)	有効回収率(%)
就学前児童	2,000	1,207	60.4
小学生児童	2,000	1,284	64.2
合計	4,000	2,491	62.3

子どもの年齢〈数量回答〉〔就学前児童調査…問2、小学生児童調査…問3〕

就学前児童  
(N=1,207)



小学生児童  
(N=1,284)



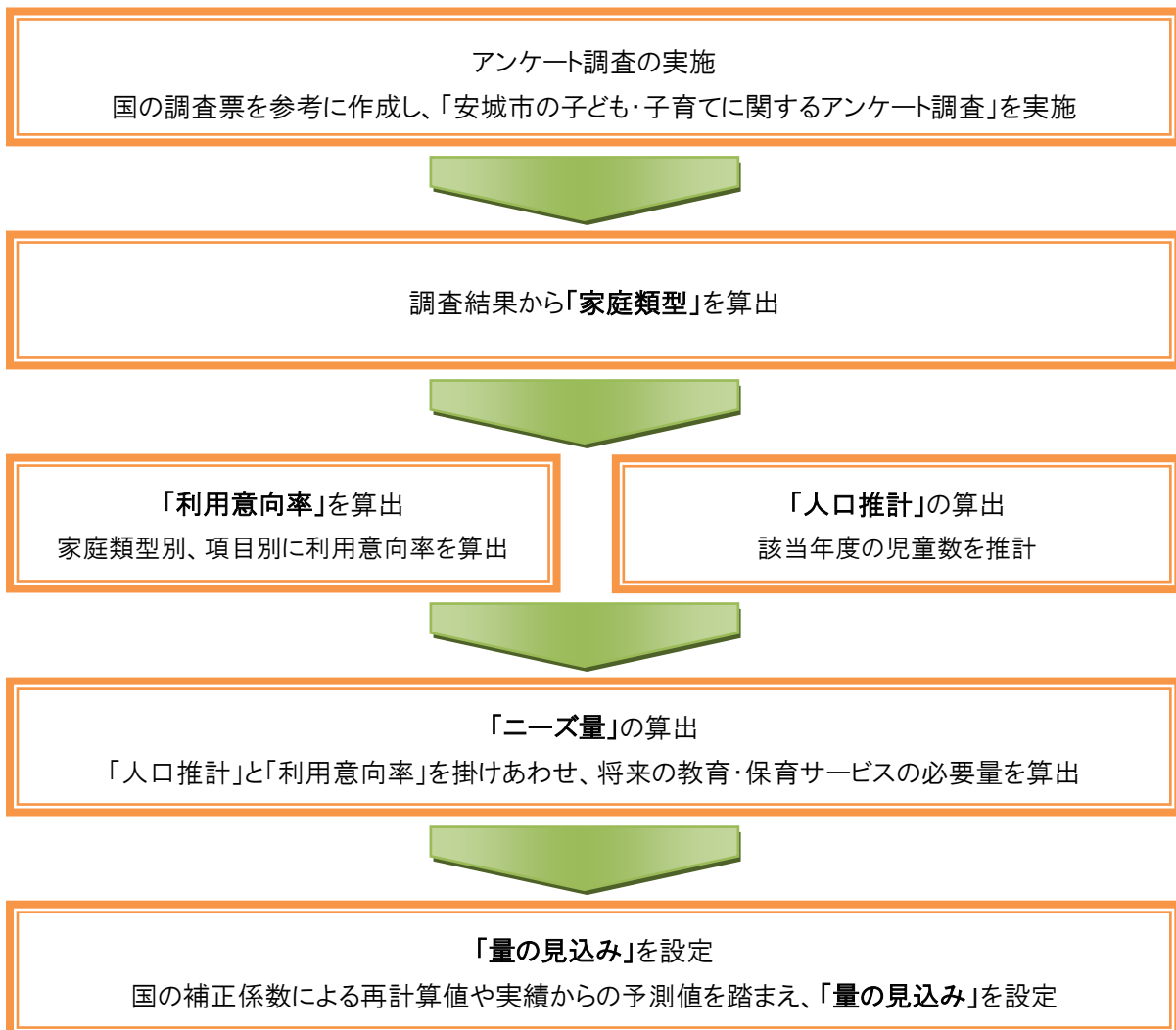
## (2) 量の見込みの算出方法

子育て家庭の教育・保育事業や子育て支援事業に対する潜在的なニーズを探るため、アンケートの調査結果を活用し、認定区分、家庭類型（父親・母親の同居状況や就労状況から家庭の状況を分類したもの）や年齢区分別に、「量の見込み」を算出しました。

「量の見込み」の算出については、国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の中で算出方法が示されており、基本的にその手引きに準じて算出をしていくこととなっています。

しかし、国の算出方法では、「量の見込み」が実績値よりも大きくなる傾向があります。そのため、アンケートの調査結果をさらに詳しく分析し、本市としての「量の見込み」を算出し、それを踏まえて「確保量」を検討しました。

【アンケート調査から量の見込みまでの流れ】



### (3) 量の見込みの算出項目

下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「区域」ごとに「量の見込み」の算出を行うことが決められています。

#### 【量の見込みを算出する項目】

	対象事業	認定区分	調査対象児童年齢
1	教育標準時間認定(幼稚園及び認定こども園) ＜専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭＞	⇒1号	3～5歳
2	保育認定①(幼稚園) ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	⇒2号	3～5歳
	保育認定②(保育園及び認定こども園)	⇒2号	3～5歳
3	保育認定③(保育園及び認定こども園＋地域型保育)	⇒3号	0歳、1～2歳
4	時間外保育事業		0～5歳
5	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)		1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業(ショートステイ)		0～5歳
7	地域子育て支援拠点事業		0～2歳
8	一時預かり事業 ・1号認定(幼稚園での預かり保育) ・2号認定(幼稚園での預かり保育) ・その他(保育園での一時保育)		3～5歳 3～5歳 0～5歳
9	病児・病後児保育事業		0～5歳
10	ファミリー・サポート・センター事業		1年生～6年生
11	利用者支援事業		0～5歳

#### 【認定区分について】

	1号	2号	3号
対象年齢	満3歳以上の 小学校就学前の子ども		満3歳未満の 小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により 家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
対象施設	幼稚園・認定こども園	保育園・認定こども園 地域型保育事業	

### (4) 家庭類型の種類

アンケート調査結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無、就労状況等から「家庭類型」を求めます。家庭類型の種類は、下表の8種類となっています。

【家庭類型の種類】

		母 親					
		フルタイム	パートタイム			就労して いない	
			120時間 以上	120時間未満 ～ 下限時間以上	下限時間 未満		
父 親	フルタイム	タイプB	タイプC	タイプCか タイプC'	タイプC'	タイプD	
	パート タイム	120時間 以上	タイプC	タイプE			
		120時間 未満～ 下限時間 以上	タイプCか タイプC'		タイプEか タイプE'		
		下限時間 未満	タイプC'				タイプE'
	就労して いない	タイプD					タイプF

## (5) ニーズ量の算出方法

算出した潜在家庭類型割合に人口推計を掛け合わせることで【家庭類型別児童数】を算出し、それに利用意向率や利用意向日数等を掛け合わせた結果がニーズ量となります。

### 【ニーズ量の算出方法】

＜教育・保育の量の見込み＞						
①1号認定 (認定こども園及び幼稚園)	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	=	ニーズ量(人)	
②2号認定 (幼稚園希望)	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	=	ニーズ量(人)	
③2号認定 (認定こども園及び保育所)	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	=	ニーズ量(人)	
④3号認定 (認定こども園・保育所 +地域型)	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	=	ニーズ量(人)	
＜地域子ども・子育て支援事業の量の見込み＞						
①時間外保育事業	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	=	ニーズ量(人)	
②放課後児童健全育成事業	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	=	ニーズ量(人)	
③子育て短期支援(ショート ステイ)事業	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	×	利用意向日数 (人) = ニーズ量 (人日)	
④地域子育て支援拠点事業	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	×	平均利用意向 回数(回) = ニーズ量 (人回)	
⑤一時預かり事業	1号認定	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	×	利用意向 日数(日) = ニーズ量 (人日)
	2号認定	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	×	就労日数(日) = ニーズ量 (人日)
	その他	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	×	就労日数(日) = ニーズ量 (人日)
⑥病児・病後児保育事業、 ファミリー・サポートセンター 事業(病児・病後児)	家庭類型別 児童数	×	発生頻度	×	利用意向 日数(日) = ニーズ量 (人日)	
⑦ファミリー・サポート・ センター事業(就学児)	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	×	利用意向 日数(日) = ニーズ量 (人日)	

## 2 安城市子ども・子育て会議

### (1) 安城市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 12 月 24 日安城市条例第 41 号)

(趣旨)

**第1条** この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、安城市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 本市に安城市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。  
(所掌事務)

**第3条** 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する「子ども・子育て支援」をいう。以下同じ。）に関し、市長が必要と認める事項を調査審議すること。

(組織)

**第4条** 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する知識及び経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期等)

**第5条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

**第6条** 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第7条** 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。



3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

**第8条** 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

**第9条** 子ども・子育て会議に、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(庶務)

**第10条** 子ども・子育て会議の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

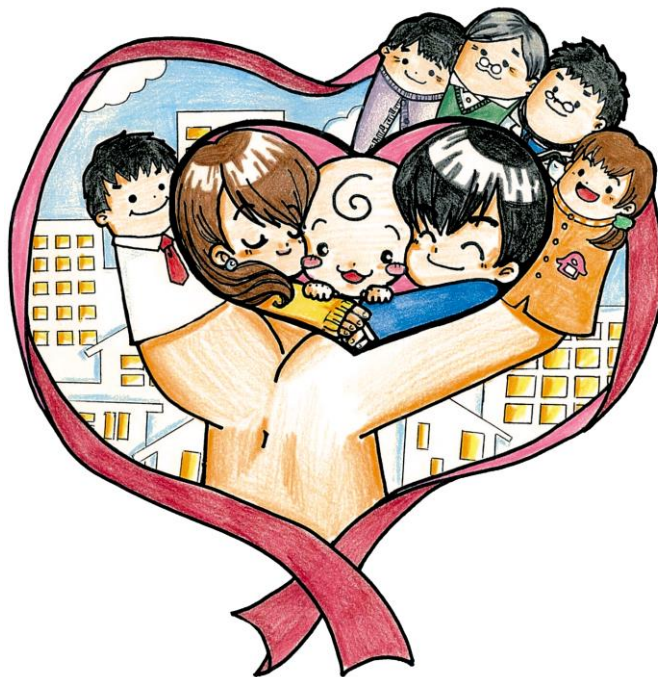
#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**(2) 計画策定の経過**

実施年月日	会議名	内 容
平成 25 年 9 月 11 日	第1回策定作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の概要説明</li> <li>・計画策定スケジュール</li> <li>・アンケート調査票の内容検討</li> </ul>
9 月 25 日	第1回策定幹事会	
10 月 7 日	第1回子ども・子育て会議	
11 月 1 日 ～22 日	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査 4,000 件 (就学前・小学校児童各 2,000 件)</li> </ul>
平成 26 年 2 月 4 日	第 2 回策定作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査結果(速報)</li> <li>・安城市の現状</li> </ul>
2 月 7 日	第 2 回策定幹事会	
2 月 21 日	第 2 回子ども・子育て会議	
6 月 24 日	第 3 回策定作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画骨子(案)の検討</li> <li>・区域の検討</li> <li>・量の見込みと目標事業量の検討</li> </ul>
7 月 1 日	第 3 回策定幹事会	
7 月 14 日	第 3 回子ども・子育て会議	
9 月 9 日	第 4 回策定作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援行動計画(後期計画) からの継承事業の検討</li> <li>・重点項目の検討</li> <li>・具体的施策の検討</li> </ul>
9 月 17 日	第 4 回策定幹事会	
9 月 29 日	第 4 回子ども・子育て会議	

実施年月日	会議名	内 容
平成 26 年 10 月 24 日	第 5 回策定作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援行動計画からの継承事業と重点項目の確認</li> <li>・計画書(案)の検討</li> </ul>
10 月 31 日	第 5 回策定幹事会	
11 月 13 日	第 5 回子ども・子育て会議	
平成 27 年 12 月 15 日 ～1 月 13 日	パブリックコメント	
1 月 28 日	第 6 回策定作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果の確認</li> <li>・計画の概要版(案)の検討</li> <li>・市長への答申</li> </ul>
2 月 5 日	第 6 回策定幹事会	
2 月 19 日	第 6 回子ども・子育て会議	



このイラストは、本市の保育士が作成しました。

## (3) 安城市子ども・子育て会議委員名簿

2段書きの下段は役職交代による前任者

役職	氏名	所属・職名
会長	神谷 和也	安城市社会福祉協議会会長
副会長	神谷 明文	安城市民生委員児童委員協議会会長
	神谷 美智子	
委員	永谷 朝子	安城市母子福祉会代表
	鳥居 恵美子	
委員	榊原 守	安城市主任児童委員部会長
委員	二石 祐子	安城市保育所父母の会連絡協議会代表
	山口 雅代	
委員	島村 誠	安城市立幼稚園PTA連絡協議会代表
	吉田 隆司	
委員	大見 春江	安城市民間保育所協議会代表
	布目 献児	
委員	寺部 暁	愛知県私立幼稚園連盟安城支部代表
	田中 實	
委員	野々村 尚道	愛知県刈谷児童相談センターセンター長
委員	鵜飼 佳代子	愛知県衣浦東部保健所健康支援課長
	榊原 るり子	
委員	水野 淑子	安城市小中学校校長会会長
	安藤 寿英	
委員	杉浦 正之	安城市町内会長連絡協議会副会長
	岡本 章	
委員	青木 孝夫	安城市医師会副会長
委員	須賀 康子	事業所代表
委員	鈴木 靖子	安城商工会議所総務課長補佐
	福田 俊明	安城商工会議所専務理事
委員	杉浦 栄治	労働組合代表
委員	正田 政房	安城市子ども会育成連絡協議会代表
	田口 美穂	
委員	小松 千鶴子	安城市ボランティア連絡協議会
委員	市川 彩	市民公募
委員	木下 直美	市民公募
助言者	勅使 千鶴	日本福祉大学名誉教授

---

## 安城市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 平成27年3月

編 集 安城市

発 行 安城市 子育て健康部 子育て支援課

〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号

電 話 0566-71-2227 (ダイヤルイン)

FAX 0566-74-6789

---